

アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク
横浜新設事業が環境に及ぼす影響に係る答申

平成 28 年 3 月 8 日

横浜市環境影響評価審査会

平成 28 年 3 月 8 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市環境影響評価審査会
会長 佐土原 聰

アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業が
環境に及ぼす影響に係る調査審議について（答申）

平成27年10月30日環創環評第272号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業（以下「本事業」という。）は、アイテック株式会社（以下「事業者」という。）が、金沢区福浦一丁目 15 番地の 1（以下「計画地」という。）に、処理能力が 1 日約 95 トンの焼却施設を新設するものです。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象または環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行いました。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、慎重に審議した結果、本事業の実施により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとは認められません。

（付帯意見）

対象事業は、処理能力が 1 日約 95 トンで第 1 分類事業の要件規模の「処理能力 1 日 100 トン以上」をわずかに下回る規模です。また、周辺には既に同様の施設が複数あることから、事業が環境に与える影響について周辺の住民や企業（以下「周辺住民等」という。）は高い関心を示しています。

当審査会は、大気質予測方法の妥当性、大気質予測結果と環境基準との関係以外にも、煙突の高さや焼却能力の根拠等、幅広く、かつ慎重に審議を行いました。

事業者は審議の過程において、事業規模の考え方、排出ガス濃度、排出される二酸化窒素等の排出ガス成分が近隣集合住宅や病院等へ与える影響について詳細な検討を行い、環境基準との関係等について結果を示しています。

事業者は、これらの情報をわかりやすく、丁寧に周辺住民等に説明し、コミュニケーションを図りながら、不安解消に努めていくことが重要であり、以下に示

す事項に配慮する必要があると考えます。

- (1) 排出ガス濃度や周辺集合住宅に与える影響等、当審査会で審議した内容及び今後具体化する事業計画の詳細について、周辺住民等への説明を丁寧に行う場を設けるなど、環境影響評価手続の手法を参考にした情報提供及びコミュニケーションを行うように努めること。
- (2) 供用後の煙突からの排出ガス濃度及び配慮が必要な場所での環境濃度については、周辺住民等の関心も高いので、モニタリングの実施と結果の公表をするように努めること。
- (3) 排出ガスの大気質予測結果は環境基準等を下回っていますが、塩化水素の短期予測結果など基準値に近いものやダイオキシン類等、バックグラウンド濃度に対する寄与割合が高いものもあります。事業者は、より低減をするよう努めること。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)については、周辺住民等に事業者の見解を公表するように努めること。

当審査会は、条例等に基づき横浜市が行う規制や指導に加え、事業者が上記内容及び当審査会で審議した内容を十分認識して、環境に配慮された事業が周辺住民等の理解のもと実施されることを期待します。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

平成 27 年 10 月 21 日	事業者は横浜市環境影響評価条例第 15 条第 1 項に基づく第 2 分類事業判定届出書及び第 2 分類事業判定届出書添付資料を横浜市長に提出
平成 27 年 10 月 30 日	環境影響評価審査会 市長は第 2 分類事業判定届出書の提出を受け、環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
平成 27 年 11 月 13 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
平成 27 年 12 月 8 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
平成 28 年 1 月 8 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
平成 28 年 1 月 22 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
平成 28 年 2 月 9 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
平成 28 年 3 月 8 日	環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）、質疑及び審議

※第 2 分類事業判定届出書添付資料については、本市ホームページへの掲載、並びに環境創造局環境影響評価課及び金沢区区政推進課での閲覧を実施し、周知。

■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

- 1 煙突高さが 59m に制限されている発言について
駐車場を兼ねる緑地の扱いについて
計画地周辺の保全対象に対する運搬車両の影響について
- 2 排ガス濃度を試算値から計画目標値に変更した経緯について
公園、緑地を保全対象とする検討結果について
焼却能力 1 日約 95 t の根拠について
焼却量の 1 日の変動幅について
- 3 排ガス濃度を試算値から計画目標値に変更した経緯について
公園、緑地の予測結果について
焼却能力 1 日約 95 t の根拠について
処理量の 1 日の変動幅について
煙突の高さ約 35m の根拠についての客観的な説明をしてほしい
大気予測に際し病院側も 3 方位で行わなくてよいのか
周辺の建物の高さを示してほしい

排出諸元及び拡散計算のパラメータを示してほしい

- 4 処理量の1日の変動幅について（改訂版）
大気予測結果と環境基準との対比について
- 5 大気予測結果と環境基準との対比について（改訂版）
塩化水素の環境濃度について
出典資料（廃棄物処理施設生活環境影響調査指針）

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

池邊 このみ

井上 登美夫

岡部 とし子

○ 奥 真美

小熊 久美子

木下 瑞夫

小長井 一男

◎ 佐土原 聰

田中 稲子

田中 伸治

津谷 信一郎

中村 栄子

葉山 嘉一

堀江 侑史

水野 建樹

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略